

埼玉県目標設定型排出量取引制度に係る検証機関登録等実施要綱 新旧対照表

(H28.5)

改正後	改正前
<p>別表第1第一号 目標設定ガス排出量及び基準排出量の検証</p> <p>別表第2備考第4項 <u>4 第2条第3項の規定による更新の登録を受けようとする検証機関登録申請者は第二項から第七項までの右欄に掲げる書類のうち、その記載内容が既に知事に提出した第3条第1項の申請書又は第6条第1項の届出書に添付したものから変更がないもの(第四項から第五項の二までの右欄に掲げる書類にあっては、当該更新の登録を受けようとして当該検証機関登録申請書を提出する日前六月以内に作成されたものを既に知事に提出している場合に限る。)</u>については、添付することを要しない。</p>	<p>別表第1第一号 目標設定ガス排出量、基準排出量及び指針別表第3第2項右欄(2)アに規定する知事が別に定める基準への適合の検証</p> <p>別表第2備考第4項 (新設)</p>